（行政サービス実施コスト計算書関係）

⑴　行政サービス実施コスト計算書における機会費用

①国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の算定方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

②政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985%で計算しております。

③政府からの無利子による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

財政融資資金借入金の平成23年度借入金の平均利率を参考に1.00%で計算しております。

⑵　引当外退職給付増加見積額のうち、△443,996,619円については、国及び地方公共団体からの出向職員に係るものであります。

（金融商品の時価等の開示）

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用は短期に限定しております。

割賦売掛金については、独立行政法人森林総合研究所法附則第７条及び第12条に従って管理しております。なお、主な相手先は地方自治体及び受益者組合であり、過去に貸倒れた実績がないため、信用リスクは僅少であると考えております。

借入金及び森林総合研究所債券（以下「借入金等」という。）は、独立行政法人森林総合研究所法附則第17条の償還計画に基づき管理しております。

借入金等の使途は事業投資資金（長期固定）であり、将来の金利動向によっては高い金利で借り換えざるを得ないという金利の変動リスクに晒されています。

当該リスクに対して、特定地域等整備経理においては、利益剰余金から積立てられた目的積立金（金利変動準備積立金）の取崩しにより対応することによって、当期総損益ベースで収支均衡を図ることとしております。また、林道経理については、平成20年度以降「幹線林道事業移行円滑化対策交付金」により事業資金がまかなわれることとなったため、金利リスクからは解放されています。

なお、水源林勘定においては、借入金の発生利息の一部は国庫補助金等により補てんされております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①現金及び預金	18,046,665,941	18,046,665,941	0
②林道割賦売掛金	32,010,951,578	34,500,772,235	2,489,820,657
③特定整備割賦売掛金	1,053,969,621	1,121,278,472	67,308,851
④農用地整備割賦売掛金	63,912,180,981	68,244,943,075	4,332,762,094
⑤一年内償還予定森林総合研究所債券	(4,000,000,000)	(4,017,200,000)	△ 17,200,000
⑥短期借入金	(26,019,473,630)	(31,385,484,560)	△ 5,366,010,930
⑦森林総合研究所債券	(39,400,000,000)	(41,373,760,000)	△ 1,973,760,000
⑧長期借入金	(213,102,549,057)	(226,942,175,394)	△ 13,839,626,337

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②林道割賦売掛金、③特定整備割賦売掛金、④農用地整備割賦売掛金

これらの時価は、一定の期間毎に区分した債権毎に債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

⑤一年内償還予定森林総合研究所債券、⑦森林総合研究所債券

当法人が発行した債券の時価は、市場価格によっております。

⑥短期借入金、⑧長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（有価証券関係）

⑴　満期保有目的債券で時価のあるもの

（単位：円）

区　分	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	99,926,708	100,637,000	710,292

⑵　満期保有目的債券の今後の償還予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10　年　超
国債	100,000,000	0	0	0

（固定資産の減損関係）

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

	種　類	場　所	帳簿価額	用　途
①	水源林	北海道空知郡南富良野町他６契約地	149,009,970	水源涵養等公益的機能の発揮
		茨城県久慈郡大子町	6,816,259	〃
		岐阜県美濃市　他１契約地	7,054,414	〃
		高知県香美市	10,724,996	〃
		大分県佐伯市　他５契約地	41,681,835	〃

⑵　認められた減損の兆候の概要

①水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結したため、今後当該資産の使用可能性（水源涵養等公益的機能の発揮）の著しい低下が見込まれると判断しています。

⑶　減損を認識しない理由

①水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結したが、現時点では、造林木売買契約が締結されていないため、売買契約が成立するまでの間は、当該資産がその使用目的に従った機能を有しているため、減損を認識していません。